

## 私立幼稚園運営費補助金（特別支援教育費補助）交付要領

秋田県教育庁幼保推進課

### （通則）

第1条 この要領は、秋田県幼保推進課関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）の関係規定に基づき、私立幼稚園運営費補助金の私立学校振興事業（特別支援教育費補助）（以下「本補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 本補助金は、私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）が行う心身に障害のある幼児又は特別支援教育を要する幼児（以下「障害児」という。）の教育（以下「特別支援教育」という。）に要する経費に助成することにより、特別支援教育の充実を図ることを目的とする。

### （用語の定義）

第3条 この要領において、障害児とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児のうち、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」（平成18年3月31日付け17文科初第1178号文部科学省初等中等教育局長通知）等を参考として総合的に判定された幼児をいう。

### （障害児の判定）

第4条 障害児を判定するにあたっては、専門医による診断書等（以下「診断書等」という。）で客観的に判断するものとし、判定に必要な診断書等の提出については幼保推進課が別に指示するものとする。

2 客観的に判断できない場合においては、特別支援教育における専門的な知見を有する者に意見を求めることとする。

### （補助事業者及び補助要件）

第5条 本補助金による特別支援教育を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象年度の5月1日又は10月1日現在において障害児が在籍し、当該障害児に対し特別支援教育を積極的に行う私立幼稚園等の設置者とする。

2 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園については、別表に定める区分の幼児を対象とする。

### （補助対象経費）

第6条 本補助金の補助対象経費は、補助対象年度の特別支援教育関係経費（専任担当者人件費及びその他特別支援教育関係経費）及び経常的経費とする。

2 補助対象経費は、それぞれ次の各号に掲げる経費ごとに、それぞれ当該各号に定める方法により算定するものとする。

(1) 特別支援教育関係経費

ア 専任担当者人件費

特別支援教育専任担当者の本俸、期末手当、その他手当、社会保険料（事業主負担分）の合計額。ただし、当該専任担当者が預かり保育に従事し、私立幼稚園運営費補助金（預かり保育推進事業費補助）の交付を受けている場合は、当該人件費から預かり保育に係る人件費を差し引くものとする。

イ その他特別支援教育関係経費

特別支援教育に要した経費（人件費を除く。）の合計額。なお、当該対象経費が明確にできない場合は、人数により按分すること。

(2) 経常的経費

障害児に係る経常的経費は、障害児一人あたり月額5万円とし、障害児が在籍した月数分を乗じて算定する。

この場合、障害児が在籍した月数とは、各月の初日（長期休業日を含む月については、その始業日現在）に在籍した月数の合計とする。

なお、実績報告時においては、経常的経費の算定方法を別途指示するものとする。

ただし、この場合であっても各月の初日に在籍している障害児一人あたり月額5万円を上限とするものとする。

(補助基準額)

第7条 本補助金の補助基準額は、別表に定める補助単価に対象障害児の人数を乗じて得られた金額とする。

(補助金額の算定方法)

第8条 補助金額は、前条の規定により算定した補助基準額の合計額と補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の金額（千円未満の端数は切り捨て）とする。

2 前項の規定による補助金額の算定に当たって、補助事業者が、障害児の保護者から障害児以外の幼児の保護者から徴収する利用料（以下「通常の利用料」という。）と異なる金額の利用料を徴収している場合、当該利用料が通常の利用料を上回っているときは、その上回っている金額の合計額を補助対象経費の実支出額から控除し、当該利用料が通常の利用料を下回っているときは、その下回っている金額の合計額を補助対象経費の実支出額に加算するものとする。

(事業計画書の提出)

第9条 本補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する日までに事業計画書（別紙様式第2号。以下同じ。）を提出しなければならない。

2 前項の事業計画書に添付すべき書類については、知事が別に定め、通知するものとする。

(添付書類)

第10条 本補助金の交付申請書に添付すべき必要な書類は、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 特別支援教育係関係経費等内訳書（別紙様式第3号）
- (3) 年間延べ在園児数及び年間延べ障害児数（別紙様式第4号）

2 本補助金の実績報告書に添付すべき必要な書類は、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 事業実績報告書（別紙様式第8号）
- (2) 特別支援教育係関係経費等内訳書（別紙様式第3号）
- (3) 年間延べ在園児数及び年間延べ障害児数（別紙様式第4号）

3 前2項に定めるもののほか、補助事業の確認のため補助事業者に提出を求める書類については、必要に応じて知事が別途指示するものとする。

（関係書類の保存）

第11条 補助事業者は、本補助金に関する書類を補助事業が完了した日又は補助事業を廃止した日が属する年度の終了後5年間は保存しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成23年度の補助金から適用する。
- 2 この要領に定める基準は、国の私立学校振興助成法施行令第4条第1項第2号ロ及び私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費）交付要綱に準拠しているものである。

附 則

この要領は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度の補助金から適用する。

別表 (第5条、第7条関係)

幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園における対象幼児について

認定こども園		1号認定こども	2号認定こども
幼保連携型 (学校法人立)	旧接続型	○	○
	旧並列型	○	×
	新設	○	×
幼稚園型 (学校法人立)	単独型・接続型	○	○
	並列型	○	○

私立幼稚園運営費補助金(特別支援教育費補助)補助単価表

	学校法人である 補助対象事業者		学校法人以外の 補助対象事業者
	5月1日現在における在籍障害児数(注)		
	1人	2人以上	1人以上
対象障害児一人当たりの補助単価(円)	392,000	784,000	65,000

(注) ただし、当該年度の10月1日現在において、5月2日以降に入園又は認定区分変更により対象となった障害児が在籍している場合は、その幼児を加えた人数とする。